

映像送信型性風俗特殊営業開始届出必要書類等 (法人・個人共通)

必 要 書 類	個人	法人	備 考
○ 映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書	○	○	別記様式第 3 1 号、記載例参照
○ 営業の方法を記載した書類	○	○	別記様式第 3 2 号、記載例参照
○ 事務所の使用について権原を有する書類	○	○	別紙参照
※ URL の疎明書類の写し	○	○	プロバイダ発行の契約書の写しなど
○ 営業者の住民票の写し	○		本籍（国籍）記載のもの（コピー不可） 個人番号の記載がないもの
○ 定款		○	
○ 登記事項証明書		○	いわゆる商業登記簿
○ 役員全員の住民票の写し			本籍（国籍）記載のもの（コピー不可） 監査役のものも必要 個人番号の記載がないもの
○ 手数料(3, 400円)	○	○	

- ※ 1 営業開始届出書は、営業を開始する 10 日前までに提出してください。
- ※ 2 公的機関の証明書等は、**3 月以内**に発行を受けたものを提出してください。
- ※ 3 届出書に不備等が無い場合、届出確認書を交付（通常 10 日以内）します。

届出後遵守すべき事項

- ① 事務所に届出確認書を備付け、請求があった場合は提示する。
- ② 届出内容に変更が生じた場合は、10 日以内にその旨を届出する。
など

○ 事務所(待機所)の使用について権原を有する書類

- ① 届出者に事務所等の所有権がある場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

- ② 所有権がある者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書(注)

- ③ 所有権がない者から賃貸等している場合

登記簿謄本
又は
登記事項証明書等

+

所有者から賃貸人への
賃貸契約書の写し
又は
使用承諾書(注)

+

賃貸人から申請者への
賃貸契約書の写し
+
使用承諾書(注)

注 住居として賃貸契約をしている場合は、映像送信型性風俗特殊営業の事務所として使用することについての承諾書が必要です。